

被災の実態から判断を

ビキニ訴訟

第9回口頭弁論

高知地裁

断罪した7月3日の最高裁判決と同様の考え方に立てば、「日米合意」で被曝船員がアメリカに損害賠償を請求する道を閉ざし、医療的・経済的にも一切の救済を実施せず放置したことは「著しく正義・公平の理念に反する」もので国側の除斥期間が過ぎているとする主張は権利の濫用であり許されないとしています。

次回弁論は12月24日の予定。

アメリカが1954年に太平洋・ビキニ環礁で実施した水爆実験で被曝した元漁船員や遺族が国に損失補償を求めている裁判の第9回口頭弁論が14日、高知地裁で開かれ、原告側は国側が水爆実験と被災者の健康被害に因果関係がないとするために依拠している全国健康

保険協会船員保険部作成の「報告書」には信用性を裏付ける資料やデータが存在せず考慮すべきでなく、被災船員の被害の実態から判断されるべきだと主張しました。

原告側準備書面では「報告書」は100ミリシーベルトを被曝の基準としているが、ビキニの場合



高知地裁に入廷する原告団

は1度の短時間間の被曝ではなく、持続的な被曝に内部被曝の影響も加わり、人体に及ぼす影響は非常に複雑であり、合理的な「しきい値」を設定することほできないと指摘。

また、国側が20年の除斥